

享栄高等学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る問題であることを踏まえ、以下のように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等に関する本校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) 基本理念

本校では建学の精神である（校訓）「誠実で信頼される人に」の下、社会ですぐ役立つ実業人（ヨク間に合ふ人）の育成を目指した教育を推進している。とりわけ、生徒一人ひとりを大切に、きめ細かく丁寧な指導をする中で、夢と感動のある学校、地域に評価される学校を目指している。

本校での、建学の精神に則った教育活動の場において、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。

(3) 学校及び教員の責務

すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を推進する。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 道徳心の涵養

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人としての生き方についての自覚を深めさせるため、学校生活全般を通じた道徳教育及び特別活動の充実を図る。
- ・生徒が道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を身につけるよう育成する。

② 早期発見のための措置

- ・教員は生徒の些細な変化に留意するとともに、アンケート調査等からいじめ及びいじめに発展すると予測できる行為の早期発見に努める。
- ・いじめ又はいじめに発展すると予測できる行為に係る情報は、どのような些細なものであっても確実に共有（報告）する。

③ 相談体制の整備

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教員は日頃より生徒との人間関係の構築に努める。
- ・各職員室の他に教育相談室及び保健室においても、相談の窓口としての役割を担う。

④ インターネットを通じて行われるいじめの対策

- ・学年集会、HR等での指導において、マナー・モラル指導を行うとともに、メディアコミュニケーションに潜む危険性等の啓発指導を行う。
- ・学校非公式サイトやブログ等の定期的な巡回・閲覧活動を行うとともに、誹謗中傷等を発見した場合には、被害生徒及び加害生徒への対応、保護者への対応、警察等関係機関との連携等の対処を適切かつ迅速に行う。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、副校長、学監、教頭、生活指導課主任、教務課主任、学年主任とし、各科長、養護教諭、教育相談担当等、必要に応じ追加召集する。

<活動> イ. 生徒のいじめ等防止の啓発について検討する。

ロ. いじめ及びいじめに発展しそうな案件が報告された際の対応策を検討する。

ハ. 実施しているQU検査や、保健室、教育相談室からの情報に基づき、現状理解と分析を行う。

<開催> 週1回の定例会を行い、いじめ事案発生時は随時開催する。

② いじめに対する措置

- ・教員がいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに生活指導課主任及び学年主任に報告し、事実関係の有無の確認を行うとともに、合わせて各主任は管理職へ報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を行う。その際、本校の特別指導規定に基づく指導を行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずる。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するように努める。
- ・指導経過については、その都度管理職に相談・報告する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ・事態収束まで継続指導及び経過観察を行う。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、愛知県私学振興室に速やかに報告する。

② 当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見、いじめの再発を防止する取り組み等について、適正に評価できるようにする。